

山梨県公報

第二千六百二十五号

平成二十八年

八月一日

月曜日

目次

公 告

- 平成二十八年製菓衛生師試験の実施……………七〇五
- 採石業務管理者試験の実施……………七〇六
- 人事委員会
- 平成二十八年山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………七〇六
- 監査委員
- 外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………七〇九
- 包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………七一〇

公 告

●平成二十八年製菓衛生師試験の実施
製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第一項の規定により、平成二十八年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
平成二十八年八月一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時 平成二十八年十一月十四日(月)午後一時二十分から午後三時三十分まで

二 試験場所 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品衛生学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格 次のいずれかに該当する者

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。)であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。)において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の提出方法 住所地を所管する保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間 平成二十八年十月三日(月)から同月七日(金)までの日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有する者であることを証明する書類
- 4 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型(縦九センチメートル、横五・五センチメートル)、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの)一枚
- 5 製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類
- 八 受験手数料 九千四百円(受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。)
- 九 合格者の発表 平成二十八年十一月二十九日(火)午前十時に山梨県庁防災新館東

側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。
 十 問い合わせ先

所 属	住 所	電 話 番 号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二二三―一四八九
山梨県中北保健福祉事務所 （中北保健所）衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―一三三七―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所（中北保健所峡北支所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一三三三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所 （峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五三―二〇一―二七五二
山梨県峡南保健福祉事務所 （峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―二二一―八一五二
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二二四―九〇三三

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年八月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験日時 平成二十八年十月十四日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四〇六会議室

- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
 - 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - 2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 採石業務管理者試験受験票（控）及び採石業務管理者試験受験票（採石業務管理者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチメートル、横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）

2 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

六 受験願書受付期間 平成二十八年九月二十三日（金）から同年十月七日（金）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同月七日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課

八 合格者の発表 平成二十八年十一月四日（金）に山梨県庁防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四五）に問い合わせること。

人事委員会

● 平成二十八年年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について

平成二十八年年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。
平成二十八年八月一日

山梨県人事委員会
委員長職務代理者 小 俣 二 也

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職 務 内 容 等
社会福祉Ⅱ	2名程度	主に福祉施設等で利用者（児童）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。

2 受験資格

- (1) 昭和32年4月2日以降に生まれた者
- (2) 民間企業等における職務経験を5年以上（平成28年3月末現在）有する者
 ア 「民間企業等における職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者等として、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。
 イ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。）に1年以上継続して参加した期間を含むことができる。
 ウ 国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。
- (3) 社会福祉主事、児童指導員もしくは社会福祉士の資格を有する者

※社会福祉主事、児童指導員、社会福祉士の資格は次のとおりとする。

- ①社会福祉主事・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
 ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
 ・山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
- ②児童指導員・山梨県児童福祉施設に就任する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ア 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校
- イ 社会福祉士の資格を有する者
- ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
- エ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- オ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ク 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者

た者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの
 ケ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認められたもの
 コ 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認められたもの

③社会福祉士・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内掲載日、受付期間、受付時間及び受付方法

- (1) 試験案内掲載日(山梨県ホームページ)職員採用サイトに掲載) 平成28年8月12日(金)
- (2) 受付期間
 - ・平成28年8月12日(金) から平成28年9月2日(金) まで
 - ・平成28年9月2日(金) は、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間
 期間中、常時受付
- (4) 受付方法
 インターネットによるものとする。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成28年9月18日(日) (受付時間) 午前8時30分から 午前8時50分まで	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
	平成28年10月16日(日)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
第2次試験	平成28年10月29日(土) 又は平成28年10月30日(日)のいずれか指定する1日	
	第2回	

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数は40題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
	専門試験 【試験時間120分】	試験職種に応じた専門知識、能力等について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数は30題とする。 【出題分野】 社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。)、社会学概論、心理学概論
第2次試験	人物試験	公務員として、職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。
		社会性、貢献度、指導性等について、集団討論を行う。 表現力、積極性、創造性等について、個別面接(2回)を行う。
論文試験 【試験時間90分】	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。	
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。	

※ 第1次試験は、活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。
 ※ 集団討論及び論文試験の課題は、試験日の前日までに人事委員会事務局において決定する。
 ※ 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順位に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合格得点が高くても不合格となることがある。

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第二項の規定により、包括外部監査人三神治彦の監査の事務を補助とせることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十八年八月一日

山梨県監査委員

小野浩	同
小泉久司	同
渡邊英機	同
白壁賢一	同

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なお同点の場合には、第1次試験の合計得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 平成28年9月30日（金）

イ 最終合格者発表 平成28年11月4日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページ/職員採用サイトにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、237,000円程度となる。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに人物試験集団討論及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載するとともに、山梨県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。

(2) 詳細は、「平成28年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
朝倉文彦	神奈川県川崎市中原区西加瀬一三番地一四	平成二十八年八月五日～平成二十九年三月三十一日
池田理恵	山梨県甲府市上石田二丁目三〇番三八号 グランヴィイ上石田四一三〇三	平成二十八年八月五日～平成二十九年三月三十一日
江口進	神奈川県川崎市中原区新丸子東一丁目八二八番地 瑞穂第二ビル三〇三	平成二十八年八月五日～平成二十九年三月三十一日
大田和俊彦	神奈川県小田原市桑原六七番地の一	平成二十八年八月五日～平成二十九年三月三十一日
尾方智紀	山梨県甲府市下飯田一丁目六番二三号 ヒカワフラット二〇二二号	平成二十八年八月五日～平成二十九年三月三十一日
柏原岳人	神奈川県川崎市多摩区枳形五丁目四番一一号	平成二十八年八月五日～平成二十九年三月三十一日

末木 徳夫	山梨県甲府市大里町一九五六番地五	平成二十八年八月五日、 平成二十九年三月三十一日	同
鈴木 尚道	山梨県川崎市高津区北見方二丁目六番二一三五七号	平成二十八年八月五日、 平成二十九年三月三十一日	同
鈴木 博之	山梨県北杜市長坂町中丸一九九六番地一	平成二十八年八月五日、 平成二十九年三月三十一日	同
野口 茂	山梨県川崎市中原区新丸子東三丁目一〇〇番地一二 M三四〇二	平成二十八年八月五日、 平成二十九年三月三十一日	
前田 安正	山梨県都留市下谷四丁目四番三二号	平成二十八年八月五日、 平成二十九年三月三十一日	
福永 裕子	山梨県相模原市南区上鶴間六丁目一六番一三三 FIORE二〇三三	平成二十八年八月五日、 平成二十九年三月三十一日	
松野 俊一	山梨県甲府市寿町一二番四号	平成二十八年八月五日、 平成二十九年三月三十一日	
守屋 和徳	山梨県平塚市西八幡一丁目二番六号	平成二十八年八月五日、 平成二十九年三月三十一日	

小 泉 久 司
渡 邊 英 一
白 壁 賢 一

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年八月一日

山梨県監査委員 小 野 浩

<p>1 監査対象事項 地域産業資源等を用いた産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について</p> <p>2 監査の結果に関する報告の公表 平成 28 年 4 月 28 日付け山梨県公報号外第 28 号</p> <p>3 監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>指 摘 事 項</p> <p>1 個人情報掲載文書の保管方法の不備について</p> <p>所管する 4 事務（小規模事業経営支援事業費補助金補助対象者承認事務及び同補助金交付事務、中小企業連携組織対策事業費補助金補助対象者承認事務及び同補助金交付事務）について、個人情報に記載された行政文書が保管されているにもかかわらず、保管場所のロッカーに施錠等の対策が施されていないかった。</p> <p>許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべき。少なくとも退勤時には施錠保管できるよう対処する必要がある。</p> <p>2 企業化状況報告書の提出期限の遵守について</p> <p>補助金交付要綱において、補助事業者は補助事業の完了後 5 年間に、企業化状況報告書を、要綱で定める期間内に提出しなければならないと定められているが、当該期間内に提出されていないものが散見される。報告書を適時に提出させることにより、施策の効果を測定し、施策の見直し等を判断し、また、補助事業者が必要とする支援を把握し、支援を実施することが補助目的にも適うものである。</p> <p>補助事業者に対して報告書を期間内に提出されるように徹底しなければならぬ。</p>	<p>講 じ た 措 置</p> <p>個人情報に記載された行政文書については、鍵付ロッカーに収納し、施錠して保管することとした。</p> <p>報告書の提出期限等を整理した補助事業者一覧表を作成し、提出の進捗管理を行っていくこととした。</p> <p>今後は、提出対象企業に対し、報告期限内に連絡を行うなど、期限内提出を徹底していく。</p>

<p>指 摘 事 項</p> <p>3 市場金利動向を反映した貸出金利見直しについて</p> <p>制度融資の貸出金利は、平成 19 年に見直されたが、以後、個別に金利引き下げを行った制度を除き、引き下げはされていない。また、貸出金利の見直しに関する規程は整備されていない。</p> <p>制度融資においても、市場金利の動向を反映した貸出金利の見直しを行う必要があることから、規程を整備し、適時に見直しを行うべきである。</p> <p>4 個人情報掲載文書の保管方法の不備について</p> <p>所管する旅行者等登録事務について個人情報に掲載された行政文書が保管されているにもかかわらず、保管場所のロッカーに施錠等の対策が施されていないかった。許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべき。少なくとも退勤時には施錠保管できるよう対処する必要がある。</p> <p>5 債務者区分の判定経緯の記録の不備について</p> <p>債務者管理のための債務者区分は、「設備貸与事業債権管理基準」に従い、財政状態等の形式的な要素だけでなく他の要素を総合的に勘案して実質的に判定して行っており、この「実質的判定」に関してはその判断経緯を明確にし、具体的説明を記録しておくこととされている。</p> <p>しかしながら、具体的説明を記録した文書がなく、判定の経緯が不明瞭な債務者が見受けられた。形式的区分と異なる判定を行うに至った経緯を説明した文書を整備</p>	<p>講 じ た 措 置</p> <p>金利見直しの仕組みを整備し、経済変動等に合わせ、金融機関や他県の金利動向等を総合的に勘案して貸出金利を決定していくこととした。</p> <p>個人情報に記載された行政文書については、鍵付ロッカーに収納し、施錠して保管することとした。</p> <p>「設備貸与事業債権管理基準」に基づき判定した結果、実質的判定が形式的判定と異なる判定となった場合、判定が異なった経緯を明確にした書類の整備を徹底していくこととした。</p>
--	--

指 摘 事 項	講 じ た 措 置	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>し、「管理基準」に沿った運用をすべきである。</p> <p>6 延滞先からの決算書類入手の不備について 自己査定に際し、延滞先から決算書を入力することとしているが、実際には入手できていないケースが見受けられた。延滞先からの決算書の入手を確実に行うべきである。</p>	<p>延滞先からの決算書の入手状況を管理し、決算書完成時に再度提出依頼を行うなど、決算書の入手管理を徹底していくこととした。</p>	<p>9 個人情報掲載文書の保管方法の不備について 所管する事務について、決算書等の個人情報記載された文書の保管庫に施錠等の対策が施されていないかった。許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべき。少なくとも退勤時には施錠保管できるように対処する必要がある。</p>	<p>個人情報が記載された行政文書については、鍵付ロッカーに収納し、施錠して保管することとした。</p>
<p>7 遅延損害金の減免手続の不備について 平成24年度包括外部監査結果を踏まえ整備された「遅延損害金の減免に関する基準」では、違約金の減免を受ける場合の要件として、債務者が「設備貸与遅延損害金減免申請書」を理事長あてに提出することとされているが、実際には行われておらず基準どおりの運用が行われていない。基準に沿って減免手続を改善すべきである。</p>	<p>遅延損害金を減免する際は、基準に沿って減免手続を行うことを徹底していくこととした。</p>	<p>10 求償権分類のための基礎情報の更新遅延について 「求償権分類内規」では、システムに入力した求償権の状態（回収見込、回収見込なし等）に応じて、毎月末に求償権の分類（良好、普通、不良）をシステム上で自動更新することと定めている。 しかし、自動更新の基礎データとなる求償権の状態が適時更新されていないことから、誤った分類で自動更新されている求償権があった。 基礎データの更新は適時行い、適切な分類による合理的、効果的な管理回収を実施すべきである。</p>	<p>債務者の実態に変動が生じた場合は、その都度、基礎データの更新を行うことを徹底していくこととした。 また、求償権が正しい分類で更新されているか、半年ごとに入力内容の点検を行うっていくこととした。</p>
<p>8 返済条件変更に関する書類徴求の不備について 平成24年度包括外部監査結果を踏まえ整備された「返済条件変更に関する運用基準」では、条件変更の申し込みがあった場合には決算書及び附属明細書・試算表等を徴求することと定めているが、実際には必要書類を徴求できていない事例が見受けられた。基準に沿って条件変更手続を改善すべきである。ただし、基準の運用が現実的であれば、実施可能な基準に見直すべきである。</p>	<p>管理の実効性を損なわない範囲で、実施可能な基準に見直しを行った上で、必要書類の徴求を徹底していくこととした。</p>		